

## 国有林材の安定供給システム販売（素材）に係る変更点

本公告に掲げる、令和5年度からの変更事項は下記のとおりとする。

### 記

#### 1 実施公告3 システム販売の対象となる事業者及びその要件

これまで、システム販売の対象となる素材を生産する請負業者は、原則自らが生産する物件に申請できないこととなっていたが、要件を緩和した。

なお、システム販売の対象となる素材を生産する請負業者（下請業者を含む。）が、自らが生産する物件に申請する場合の数量確定は、国もしくは第三者が行うものとした。ただし、計測機等が適正な性能を有した機械であると認められる場合は、申請者が保有する計測機等の使用も可能とした。

#### 2 実施公告6 申請に係る提出書類

別紙様式1～3に係わる添付書類について、同一年度におけるシステム販売への申請が2回目以降となる場合で、提出内容に異同が無い場合に限り省略を可能とした。

#### 3 実施公告9 協定締結に当たっての留意事項

- ア) 出材時期や出材計画について、(6)のとおり追記した。
- イ) 土場への材の滞留及び滞留により材の乾燥が著しい場合の換算係数についての留意事項を(7)・(8)のとおり追記した。
- ウ) 協定解除の条件について、(12)ウを追記した。

#### 4 実施公告11 システム販売の申込み期限

申込み期限を「必着」とした。

#### 5 企画提案書2 購入希望価格明細

- ア) 山元購入希望単価（一般材・原材料共通）について、原則、協定期間内は変更しないものとするが、市況に大幅な変化あった場合は協定単価の見直しを協議することとした。また、複数年に渡る協定については、年度ごとに単価の見直しを協議することとし、この場合の協議申し入れ期限を前年度の2月末までとした。
- イ) 原材料の購入と併せて、端尺材購入の可否を提案内容に追記した。なお、購入可能な場合は、取組評価点⑩において加点することとした。
- ウ) 原材料N・Lの基準について、長級1.6m以上、1.8m未満の材としていたが、長級1.8m未満の材とすることとした。
- エ) これまで原材料の換算係数については、原材料Nのみ「1立米 = 0.991 t」と定めていたが、原材料Lについても「1立米 = 1.391 t」と定め、当該換算係数を使用することとした。